



三重県公報

令和7年3月4日 (火)
 第 596 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
企業庁管理規程			
1	三重県企業庁公文書管理規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	2
告 示			
131	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	2
132	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇 用 経 済 総 務 課)	3
133	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	3
134	都市計画事業の事業計画の認可	(下 水 道 事 業 課)	4
人 事 委 訓 令			
1	三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令	(人 事 委 員 会)	4
監 査 委 員 訓 令			
1	三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令	(監 査 委 員)	5
2	三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令	(同)	5
労 働 委 員 会 訓 令			
1	三重県労働委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令	(労 働 委 員 会)	6
選 管 訓 令			
1	三重県選挙管理委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令	(選 挙 管 理 委 員 会)	7
病 院 事 業 庁 訓 令			
1	三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令	(病 院 事 業 庁)	7
公 告			
	令和7年度前期技能検定試験の実施	(障 が い 者 雇 用 ・ 就 労 促 進 課)	8
	令和7年度随時技能検定試験の実施	(同)	11
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	13
	令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建 築 開 発 課)	13
	建築基準法の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(同)	15

企業庁管理規程

三重県企業庁公文書管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月四日

三重県企業庁長 河北 智之

三重県企業庁管理規程第一号

三重県企業庁公文書管理規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁公文書管理規程（令和二年三重県企業庁管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 1 (Purpose) and Article 32 (Methods of Distribution) of the document management regulations.

別表第一中「【I】～【V】」を「I～V」に、「総合博物館」を「博物館」に改め、同表(1)の表第十九号の項中「知事と市町長との一対一対談、すびいやらんかトーク等」を「知事と市町長又は県民との対話等」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 131 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所
度会郡大紀町大内山字定本 4385 の 108
2 保安林として指定された目的
水源の涵養
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 132 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 3 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(5)の表に次のように加える。

22	特別高圧電力料金高騰対策支援金	特別高圧電力の料金高騰によって影響が生じている中小企業等に対して、高騰分の一部を支援することにより、負担の軽減等を図る。	特別高圧電力料金の使用量に応じた支援金を交付する。	別に定める。	別に定める。
23	工業用LPガス料金高騰対策支援金	工業用LPガスの料金高騰によって影響が生じている中小企業等に対して、高騰分の一部を支援することにより、負担の軽減等を図る。	工業用LPガス料金の使用量に応じた支援金を交付する。	別に定める。	別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 133 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) ラ・ムー四日市南店
 四日市市小古曾東一丁目 76 番地 1 ほか 11 筆
- 2 四日市市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 店舗近隣は、内部中学校区及び内部東小学校区となっているとともに、南中学校区に隣接している。については、児童生徒の通学路や行動範囲が、来客及び業者車両経路等と重複するため、車両にて走行する際には、児童生徒の安全確保を十分に行うこと。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
 ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガスや騒音の軽減に努めること。
 イ 搬入車両の入庫作業と荷さばきは、苦情が発生しないように配慮して行うこと。
 ウ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。
 エ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、四日市市環境政策課に届出を行うこと。なお、届出がなされた特定事業場においては、当該敷地境界で規制基準を遵守する必要がある。については、騒音予測結果において規制基準を超過する地点があることから、特定事業場となる場合は当該敷地境界で規制基準を遵守するために必要な措置を講じること。
 - (3) 廃棄物に係る事項
 事業活動によって生じた一般廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。なお、四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は、一般廃棄物のみであるため、産業廃棄物を混入しないこと。また、搬入する場合は、廃棄物搬入許可の必要の有無について、あらかじめ四日市市生活環境課廃棄物対策室に確認すること。

(4) その他の事項

ア 当該店舗出店計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知すること。また、この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等については、早急に対応策を地元と協議しその解決をはかること。

イ 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合は、事前に届出が必要となるため、あらかじめ四日市市環境政策課と協議すること。

ウ 青少年の健全育成のため、青少年のみまもり活動等に協力すること。

エ 四日市市子ども未来課青少年育成室の補導員等による街頭パトロール巡回の際は、当該活動の趣旨を理解し、協力すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和7年3月4日から同年4月4日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和7年3月4日

三重県知事 一見勝之

1 施行者の名称

御浜町

2 都市計画事業の種類及び名称

御浜都市計画下水道事業

御浜町特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

平成7年9月22日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

人事委訓令

三重県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月4日

三重県人事委員会委員長 中村佳子

三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県人事委員会事務局公文書管理規程（令和2年三重県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的)	(目的)
第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元	第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元

<p>年三重県条例第 25 号。第 36 条第 1 項第 4 号を除き、以下「条例」という。) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(発送等の方法)</p> <p>第 29 条 人事委員会事務局が、文書の発送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県グループウェアシステム</u>登載 文書管理者が別に定めるところによる。</p>	<p>年三重県条例第 25 号。以下「条例」という。) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(発送等の方法)</p> <p>第 29 条 人事委員会事務局が、文書の発送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県総合グループウェアシステム</u>登載 文書管理者が別に定めるところによる。</p>
---	---

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監査委員訓令

三重県監査委員訓令第 1 号

監査委員事務局

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日

三重県監査委員	伊 藤	隆
三重県監査委員	平 畑	武
三重県監査委員	山 崎	博
三重県監査委員	伊 賀	恵

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

三重県監査委員事務局規程（昭和 47 年三重県監査委員訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制)</p> <p>第 4 条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、次長、課長、課長補佐、班長、係長、副参事、<u>監査主幹、監査主査、監査主任及び監査主事</u>の職を置く。</p> <p>2 次長、課長、課長補佐、班長、係長、副参事、<u>監査主幹、監査主査、監査主任及び監査主事</u>は、書記をもつて充てる。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 <u>監査主事は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。</u></p>	<p>(職制)</p> <p>第 4 条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、次長、課長、課長補佐、班長、係長、副参事、<u>監査主幹、監査主査及び監査主任</u>の職を置く。</p> <p>2 次長、課長、課長補佐、班長、係長、副参事、<u>監査主幹、監査主査及び監査主任</u>は、書記をもつて充てる。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p>

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

三重県監査委員訓令第 2 号

監査委員事務局

三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日

三重県監査委員	伊 藤	隆
---------	-----	---

三重県監査委員 平 畑 武
 三重県監査委員 山 崎 博
 三重県監査委員 伊 賀 恵

三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令
 三重県監査委員公文書管理規程（令和2年三重県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号。 <u>第33条第1項第4号及び別表を除き、以下「条例」という。</u> ）第11条第1項の規定に基づき、三重県監査委員における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号。 <u>以下「条例」という。</u> ）第11条第1項の規定に基づき、三重県監査委員における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

別表中「【I】～【V】」を「IからVまで」に、「総合博物館」を「博物館」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

労働委員会訓令

三重県労働委員会訓令第1号

労働委員会事務局

三重県労働委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月4日

三重県労働委員会会長 大 塚 耕 二

三重県労働委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令
 三重県労働委員会公文書管理規程（令和2年三重県労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号。 <u>第36条第1項第4号及び別表を除き、以下「条例」という。</u> ）第11条第1項の規定に基づき、三重県労働委員会における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。 (發送等の方法) 第29条 事務局が、文書の發送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。 (1)～(9) (略) (10) <u>三重県グループウェアシステム</u> 登載 文書管理者が別に定めるところによる。	(目的) 第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号。 <u>以下「条例」という。</u> ）第11条第1項の規定に基づき、三重県労働委員会における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。 (發送等の方法) 第29条 事務局が、文書の發送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。 (1)～(9) (略) (10) <u>三重県総合グループウェアシステム</u> 登載 文書管理者が別に定めるところによる。

別表中「【I】～【V】」を「I～V」に、「総合博物館」を「博物館」に改め、同表(1)の表第15号の項中「知事と市町長との一対一対談、すごいやんかトーク等」を「知事と市町長又は県民との対話等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選 管 訓 令

三重県選挙管理委員会訓令第 1 号

三重県選挙管理委員会事務局

三重県選挙管理委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

三重県選挙管理委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県選挙管理委員会事務局公文書管理規程（令和 2 年三重県選挙管理委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号。<u>第 36 条第 1 項第 4 号を除き、以下「条例」という。</u>）第 11 条第 1 項の規定に基づき、公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(発送等の方法)</p> <p>第 29 条 選挙管理委員会事務局が、文書の発送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県グループウェアシステム</u>登載 文書管理者が別に定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号。<u>以下「条例」という。</u>）第 11 条第 1 項の規定に基づき、公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(発送等の方法)</p> <p>第 29 条 選挙管理委員会事務局が、文書の発送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県総合グループウェアシステム</u>登載 文書管理者が別に定めるところによる。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

病院事業庁訓令

三重県病院事業庁訓令第 1 号

庁 中 一 般

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県病院事業庁公文書管理規程（令和 2 年三重県病院事業庁訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号。<u>第 25 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項及び第 36 条第 1 項第 4 号を除き、以下「条例」という。</u>）第 11 条第 1 項の規定に基づき、病院事業庁における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号。<u>以下「条例」という。</u>）第 11 条第 1 項の規定に基づき、病院事業庁における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>

<p>(發送等の方法)</p> <p>第 29 条 県立病院課及び県立病院が、文書の發送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県グループウェアシステム</u>登載 県立病院課 文書管理者が別に定めるところによる。</p>	<p>(發送等の方法)</p> <p>第 29 条 県立病院課及び県立病院が、文書の發送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県総合グループウェアシステム</u>登載 県立病院課文書管理者が別に定めるところによる。</p>
--	---

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験（前期試験）の実施について次のとおり公示します。

令和 7 年 3 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日
別表のとおり
- 2 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定の手数料及び実施場所
 - (1) 受検手数料
三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）に規定する額
 - (2) 実施場所
三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所
- 4 受検申請の手続
 - (1) 受付期間
令和 7 年 4 月 7 日（月）から同月 18 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）受付を行います。
ただし、郵送による場合は、令和 7 年 4 月 11 日（金）の消印まで有効です。
 - (2) 提出書類等
 - ア 技能検定受検申請書
 - イ 受検手数料
 - ウ 本人確認書類
 - エ 減免の証明書（実技試験受検手数料の減免を受けようとする者）
 - オ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）
 - (3) 提出場所
三重県職業能力開発協会
所在地 津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階
電話 059-228-2732
 - (4) 受検申請に関する注意
 - ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
 - イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会配布します。
 - ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。
 - エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
 - オ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
 - カ 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

5 合格の発表

- (1) 3級（金属熱処理職種を除く）
令和7年8月29日（金）
- (2) 1級、2級、3級（金属熱処理職種のみ）及び単一等級
令和7年10月1日（水）

6 問い合わせ先

三重県職業能力開発協会
電話 059-228-2732

(別表) 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日

実施職種名	作業名	等級	実施期日	
			学科試験	実技試験
園芸装飾	室内園芸装飾	3級	令和7年7月13日（日）	令和7年6月10日（火）から同年8月10日（日）までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
造園	造園工事	3級		
機械加工	普通旋盤	3級		
	フライス盤			
	平面研削盤			
	数値制御旋盤			
	マシニングセンタ			
工場板金	曲げ板金	3級		
仕上げ	機械組立仕上げ	3級		
電子機器組立て	電子機器組立て	3級		
フラワー装飾	フラワー装飾	3級		
機械検査	機械検査	3級		
シーケンス制御	シーケンス制御	3級		
建築大工	大工工事	3級		
造園	造園工事	1、2級	令和7年8月24日（日）	令和7年6月10日（火）から同年9月9日（火）までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
金属熱処理	一般熱処理	1、2、3級		
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理			
	高周波・炎熱処理			
金属プレス加工	金属プレス	1、2級		
産業車両整備	産業車両整備	1、2級		
プラスチック成形	射出成形	1、2級		
	真空成形			
とび	とび	1、2級		
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事	1、2級		
	アクリルゴム系塗膜防水工事			
	シーリング防水工事			
	FRP防水工事			
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事			
サッシ施工	ビル用サッシ施工	1、2級		
塗装	建築塗装	1、2級		
	金属塗装			
	噴霧塗装			
産業洗浄	高圧洗浄	単一等級		

機械加工	普通旋盤	1、2級	令和7年8月31日 (日)	令和7年6月10日 (火)から同年9月9日 (火)までの間に おいて、三重県職業 能力開発協会から技 能検定受検申請者に 対し別途通知する日
	フライス盤			
	平面研削盤			
	円筒研削盤			
	ホブ盤			
	数値制御旋盤			
	数値制御フライス盤			
	マシニングセンタ			
鉄工	構造物鉄工	1、2級		
めっき	電気めっき	1、2級		
	溶融亜鉛めっき			
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト	1、2級		
電子機器組立て	電子機器組立て	1、2級		
建設機械整備	建設機械整備	1、2級		
家具製作	家具手加工	1、2級		
建具製作	木製建具手加工	1、2級		
左官	左官	1、2級		
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	1、2級		
	鋼製下地工事			
	ボード仕上げ工事			
	木質系床仕上げ工事			
	化粧フィルム工事			
園芸装飾	室内園芸装飾	1、2級	令和7年9月7日 (日)	令和7年6月10日 (火)から同年9月9日 (火)までの間に おいて、三重県職業 能力開発協会から技 能検定受検申請者に 対し別途通知する日
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	1、2級		
非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工	1、2級		
	ワイヤ放電加工			
	レーザー加工			
建築板金	内外装板金	1、2級		
工場板金	曲げ板金	1、2級		
仕上げ	治工具仕上げ	1、2級		
	金型仕上げ			
	機械組立仕上げ			
切削工具研削	工作機械用切削工具研削	1、2級		
電気機器組立て	回転電機組立て	1、2級		
	変圧器組立て			
	配電盤・制御盤組立て			
	回転電機巻線製作			
石材施工	石張り	1、2級		
タイル張り	タイル張り	1、2級		
表装	表具	1、2級		
	壁装			
フラワー装飾	フラワー装飾	1、2級		
塗料調色	調色	単一等級		

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験（随時試験）の実施について次のとおり公示します。

令和 7 年 3 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 技能検定の実施職種（作業名）及び等級区分
別表のとおり
- 2 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定の手数料、実施期日及び実施場所
 - (1) 受検手数料
三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）に規定する額
 - (2) 実施期日及び実施場所
三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日及び場所
- 4 受検申請の手続
 - (1) 受付期間
受検申請は随時、受付を実施します。
ただし、三重県職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付けません。
 - (2) 提出書類等
 - ア 技能検定受検申請書
 - イ 受検手数料
 - ウ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）
 - (3) 提出場所
三重県職業能力開発協会
所在地 津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階
電話 059-228-2732
 - (4) 受検申請に関する注意
 - ア 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会配布します。
 - イ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
 - ウ 受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。
- 5 合格の発表
合格発表は随時実施します。
- 6 問い合わせ先
三重県職業能力開発協会
電話 059-228-2732

(別表) 実施職種（作業名）及び等級区分

実施職種名	作業名	等級
さく井	パーカッション式さく井工事作業	随時 3 級、基礎級
	ロータリー式さく井工事作業	随時 3 級、基礎級
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	随時 3 級、基礎級
	非鉄金属鋳物鋳造作業	随時 3 級、基礎級
鍛造	ハンマ型鍛造作業	随時 3 級、基礎級
	プレス型鍛造作業	随時 3 級、基礎級
機械加工	普通旋盤作業	随時 2 級、随時 3 級、基礎級
	数値制御旋盤作業	随時 3 級、基礎級
	フライス盤作業	随時 2 級、随時 3 級、基礎級
	マシニングセンタ作業	随時 3 級、基礎級
金属プレス加工	金属プレス作業	随時 2 級、随時 3 級、基礎級

鉄工	構造物鉄工作業	随時3級、基礎級
建築板金	内外装板金作業	随時3級、基礎級
	ダクト板金作業	随時3級、基礎級
工場板金	機械板金作業	随時2級、随時3級、基礎級
めっき	電気めっき作業	随時3級、基礎級
	溶融亜鉛めっき作業	随時2級、随時3級、基礎級
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	随時2級、随時3級、基礎級
仕上げ	治工具仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	金型仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	機械組立仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
機械検査	機械検査作業	随時2級、随時3級、基礎級
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
	コールドチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
電子機器組立て	電子機器組立て作業	随時2級、随時3級、基礎級
電気機器組立て	回転電機組立て作業	随時3級、基礎級
	変圧器組立て作業	随時3級、基礎級
	配電盤・制御盤組立て作業	随時3級、基礎級
	開閉制御器具組立て作業	随時3級、基礎級
	回転電機巻線製作作業	随時3級、基礎級
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プリント配線板製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	随時2級、随時3級、基礎級
染色	糸浸染作業	随時3級、基礎級
	織物・ニット浸染作業	随時3級、基礎級
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	随時3級、基礎級
	靴下製造作業	随時3級、基礎級
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	随時2級、随時3級、基礎級
紳士服製造	紳士既製服縫製作業	随時2級、随時3級、基礎級
寝具製作	寝具製作作業	随時3級、基礎級
帆布製品製造	帆布製品製造作業	随時3級、基礎級
布はく縫製	ワイシャツ製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
家具製作	家具手加工作業	随時3級、基礎級
建具製作	木製建具手加工作業	随時3級、基礎級
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	随時2級、随時3級、基礎級
	印刷箱製箱作業	随時2級、随時3級、基礎級
	貼箱製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
	段ボール箱製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
印刷	オフセット印刷作業	随時2級、随時3級、基礎級
製本	製本作業	随時2級、随時3級、基礎級
プラスチック成形	圧縮成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	射出成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	インフレーション成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	ブロー成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	随時3級、基礎級

石材施工	石材加工作業	随時3級、基礎級
	石張り作業	随時3級、基礎級
パン製造	パン製造作業	随時3級、基礎級
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	随時3級、基礎級
建築大工	大工工事作業	随時3級、基礎級
かわらぶき	かわらぶき作業	随時3級、基礎級
とび	とび作業	随時2級、随時3級、基礎級
左官	左官作業	随時3級、基礎級
築炉	築炉作業	随時2級、随時3級、基礎級
タイル張り	タイル張り作業	随時2級、随時3級、基礎級
配管	建築配管作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プラント配管作業	随時3級、基礎級
型枠施工	型枠工事作業	随時3級、基礎級
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	随時2級、随時3級、基礎級
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
防水施工	シーリング防水工事作業	随時3級、基礎級
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーペット系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	鋼製下地工事作業	随時3級、基礎級
	ボード仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーテン工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	随時3級、基礎級
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	随時3級、基礎級
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
表装	壁装作業	随時3級、基礎級
塗装	建築塗装作業	随時3級、基礎級
	金属塗装作業	随時3級、基礎級
	鋼橋塗装作業	随時2級、随時3級、基礎級
	噴霧塗装作業	随時2級、随時3級、基礎級
工業包装	工業包装作業	随時2級、随時3級、基礎級

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年2月19日に終了した旨、伊賀市上下水道事業管理者職務代理者から通知がありました。

令和7年3月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
伊賀市島ヶ原

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせます。

令和7年3月4日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 試験期日及び時間
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験
令和7年7月6日(日)午前10時10分から午後5時20分まで
 - イ 設計製図の試験
令和7年9月14日(日)午前11時から午後4時まで
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験
令和7年7月27日(日)午前10時10分から午後5時20分まで
 - イ 設計製図の試験
令和7年10月12日(日)午前11時から午後4時まで
- 2 試験場所
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験
津市桜橋 2-142 三重県教育文化会館
 - イ 設計製図の試験
津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験
津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター
 - イ 設計製図の試験
津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター
- 3 受験申込手続
新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとします。
 - (1) 受付期間及び時間
令和7年4月1日(火)午前10時から同月14日(月)午後4時まで
 - (2) 申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込んでください。なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和7年4月7日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出てください。
- 4 「学科の試験」の免除の申請
「学科の試験」の免除の申請は、令和3年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和6年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、令和3年から令和6年までのいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含みます。)の受験番号を入力して行ってください。
- 5 合格者の発表及び合否の通知
令和7年12月2日(火) (予定)
合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知します。
なお、「学科の試験」については令和7年8月25日(月)に発表する予定です。
- 6 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表します。
- 7 その他
 - (1) 「設計製図の試験」の課題は、下記の日程から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表します。
 - ア 二級建築士試験
令和7年6月18日(水)頃
 - イ 木造建築士試験

令和7年6月25日（水）頃

- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について、次のとおり認定しました。

令和7年3月4日

三重県知事 一見勝之

認定年月日	一敷地内認定建築物の認定	
	認定年月日	対象区域
令和7年2月5日	昭和56年7月8日	いなべ市大安町大井田字東山1500ほか5筆

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>